

第2回 確認部会

【資料集】

資料1

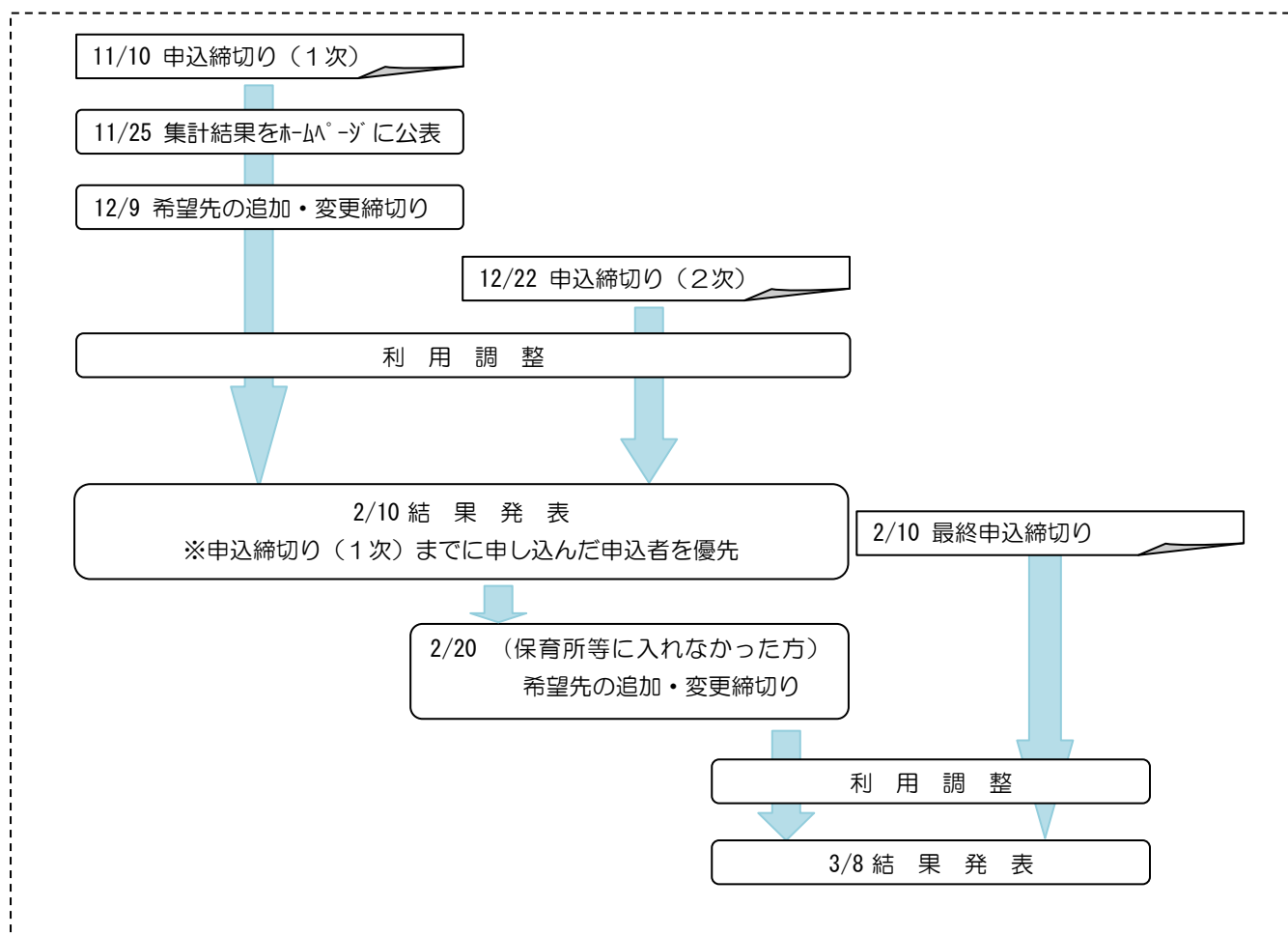
資料2

資料集 目次

【資料1】平成29年4月保育所等入所申込状況について	・・・	1
【資料2】教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）	・・・	2

報告（1）平成 29 年 4 月保育所等入所申込状況について

1. 入所申込から結果発表までの流れ（平成 28 年度実績）



2. 申込状況

（単位：人）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成 28 年 4 月		635	1,034	323	376	128	53	2,549
平成 29 年 4 月	1 次	630	1,039	343	451	104	45	2,612
	2 次	35	41	21	20	7	7	131
	最終	36	28	12	7	9	6	98
	合計	701	1,108	376	478	120	58	2,841
H29-H28		66	74	53	102	▲8	5	292

議事（１）教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）

1. 確認について

1) 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

↓
確認部会

（確認部会での意見聴取事項）

- 1 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）又は、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- 2 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について
- 3 他市町村で認可を受けた地域型保育事業で本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員について

2) 認可と確認

教育・保育施設、地域型保育事業は、

- 1 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと。
- 2 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。

が求められる。

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

－ 認可（認定）主体と確認主体 －

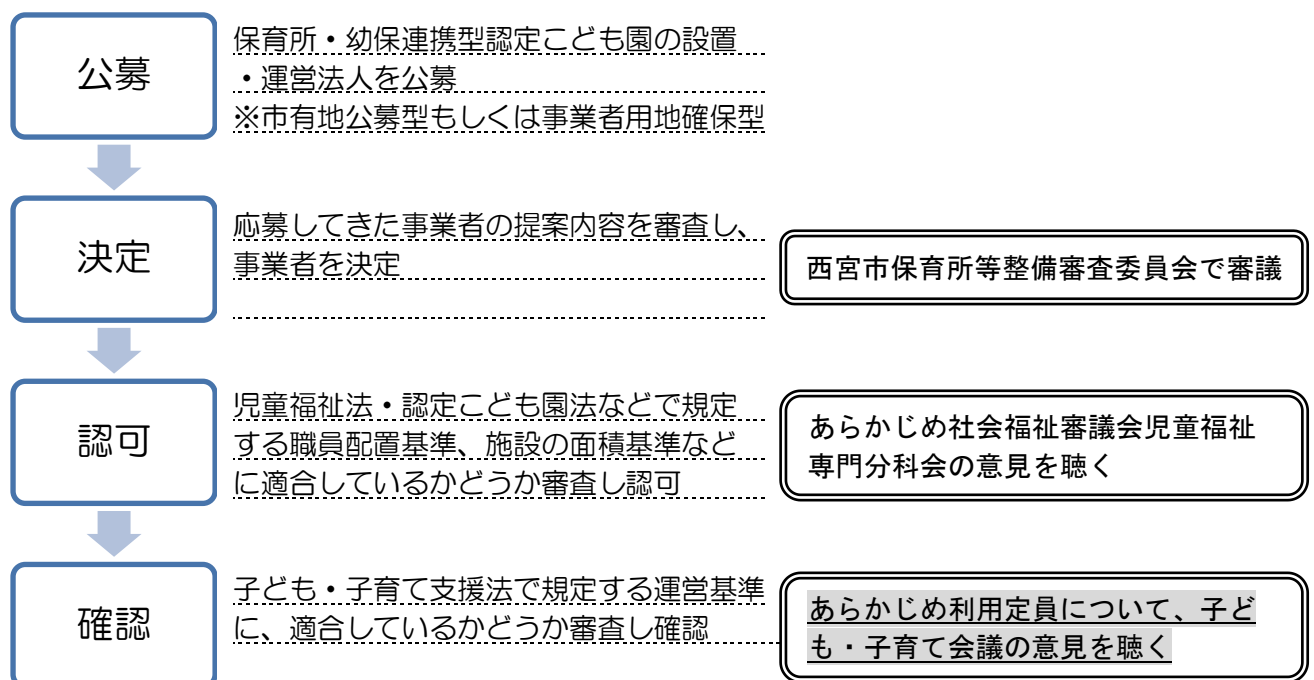
施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	認可（認定）主体	根拠法	確認主体
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	西宮市	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	認定こども園法 学校教育法 児童福祉法	兵庫県		
	幼稚園		学校教育法	兵庫県		
	保育所		児童福祉法	西宮市		
地域型保育事業	小規模保育事業		児童福祉法	西宮市		
	家庭的保育事業		児童福祉法			
	居宅訪問型保育事業		児童福祉法			
	事業所内保育事業		児童福祉法			

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

－ （例）民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ －



3) 確認の効力

1 教育・保育施設に対する確認：確認の効力は全国に及び

本市の市民が他市町村の教育・保育施設を利用する場合、改めて本市で当該施設の確認を行う必要はない。

2 地域型保育事業者に対する確認：確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び

本市の市民が他市町村の地域型保育事業を利用する場合、改めて本市で当該事業者の確認を行う必要がある。

例えば、本市の市民である利用者が、里帰り出産のためA市の実家に帰省し、産前・産後の間、子供がA市内の施設を利用する場合

* 預け先が認定こども園、幼稚園、保育所を利用する場合

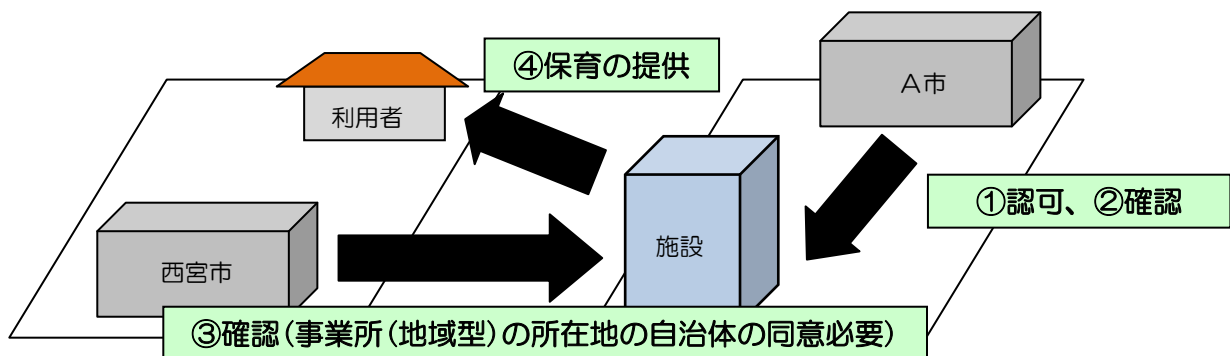
⇒ 定員に空きがあるなど、入所・入園要件が整えば、利用可能

* 預け先が家庭的保育事業所、小規模保育事業所等を利用する場合

⇒ 定員に空きがあったとしても、事業者が西宮市の“確認”を受けなければ、利用できない。

※あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(本市の市民が市外の地域型保育事業を利用する場合のイメージ)



子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書きに基づく同意を要しないことの同意書

地域型保育事業の確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び。

そのため、本市の子供が他市の地域型保育事業を利用する場合、本市で確認を行う必要がある。

ただし、地域型保育事業の所在する市町村から事前に同意を得ていれば、地域型保育事業の所在する市町村の確認をもって、本市の確認行為があったものとみなすことができる。

こうしたことから、兵庫県内の市町では、県内の地域型保育事業における同意を要しない同意書(協定)を結んでいる。

4) 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、認可定員とは別に以下の条件に基づき、「利用定員」を定める必要がある。

1 利用定員は1号、2号、3号認定の区分ごとに定め、3号認定については0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

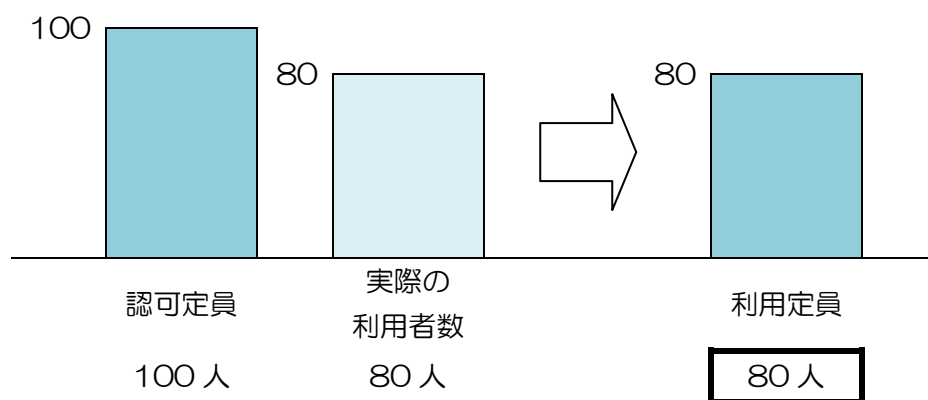
2 原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を踏まえて設定する必要がある。

利用定員 ≤ 認可定員

3 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合 利用者数 < 認可定員

実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

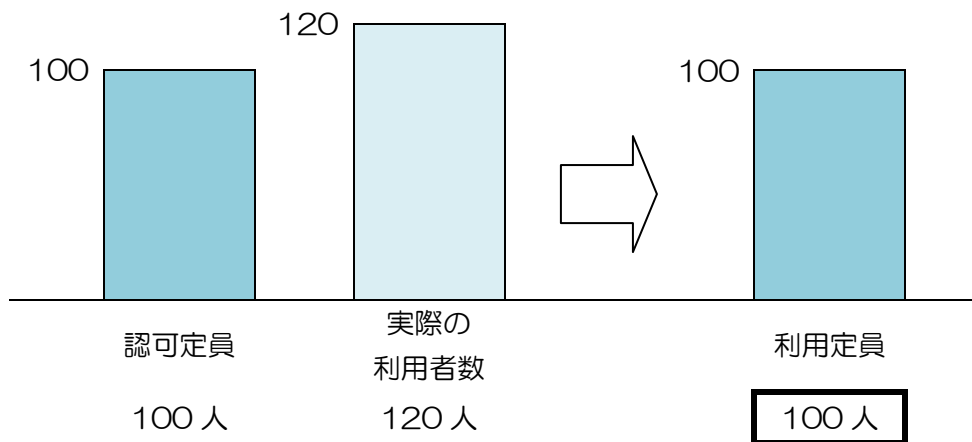
※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。



4 実際の利用者数が認可定員を超える場合 利用者数 > 認可定員

認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

- ① 実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っている場合、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。
- ② 利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。
- ③ 「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、上記見直しが行われないときは給付費を減算する。



2. 利用定員の設定

1) 新たに利用定員を設定する施設等

(単位：人)

種別	名称		認可定員 (入所児童数 H28.4.1)	利用定員				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1,2歳				
認定 こども園	①	幼保連携型認定こども園 やまよし Kids garden	175(180)	12	54	94	15	175	移行前：160人
	②	幼保連携型認定こども園 善照マイトレーヤ認定こども園	94(91)	9	28	42	15	94	移行前：79人
	③	幼保連携型認定こども園 ニコニコ桜保育園	90(99)	9	30	45	6	90	移行前：90人
	④	幼保連携型認定こども園 西宮セリジェ保育園	105(107)	12	30	48	15	105	移行前：90人
保育所	⑤	やまと保育園	30	10	20	—	—	30	新設
小規模 保育事業所	⑥	Baby-bee	18	4	14	—	—	18	新設・A型
	⑦	コスモチャイルド保育園 西宮園	19	2	17	—	—	19	新設・A型
	⑧	コスモチャイルド保育園 西宮今津園	19	2	17	—	—	19	新設・A型
	⑨	善照そよかぜ保育園	19	6	13	—	—	19	新設・A型
	⑩	ヒーローズにしのみや保育園	19	5	14	—	—	19	新設・A型
事業所 内保育 事業所	⑪	ハンニシゆとり保育園	12	3	9	—	—	12	新設・A型
	⑫	なごみ保育園	19	6	13	—	—	19	新設・A型

※認定こども園は、全て保育所からの移行

2) 利用定員を変更（増減）する施設等

(単位：人)

種別	名称		認可定員 (入所児童数 H28.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1,2歳				
幼稚園	⑬	大社幼稚園	170(70)	—	—	—	140	140	児童数の減少
				—	—	—	105	105	
	⑭	高木幼稚園	175(74)	—	—	—	140	140	児童数の減少
				—	—	—	105	105	
⑮	鳴尾北幼稚園	140(33)	—	—	—	105	105	児童数の減少	
			—	—	—	70	70		
⑯	今津幼稚園	—(19)	—	—	—	70	70	休園	
			—	—	—	0	0		
こども園	⑰	認定こども園 むこがわ幼稚園	175(183)	0	12	18	150	180	2号認定の受入 拡大
				0	12	28	135	175	
保育所	⑱	つぼみの子保育園	24(20)	3	17	—	—	20	2号認定の受入 拡大
				3	14	7	—	24	
小規模保育事業所	⑲	リッツナーサリー保育園	18(15)	4	11	—	—	15	A型
				1	17	—	—	18	
	⑳	おおぞら園	19(12)	4	11	—	—	15	A型 (C型より移行)
				6	13	—	—	19	
㉑	ピッコロ保育ルーム 西宮	—(7)	3	16	—	—	19	廃止	
			0	0	—	—	0		
育家庭的保育所	㉒	ぼっぼ保育ルーム	—(5)	1	4	—	—	5	廃止
				0	0	—	—	0	

※幼稚園の入所児童数はH28.5.1時点の人数

※認定こども園むこがわ幼稚園は幼稚園型

(参考1：小規模保育事業の類型)

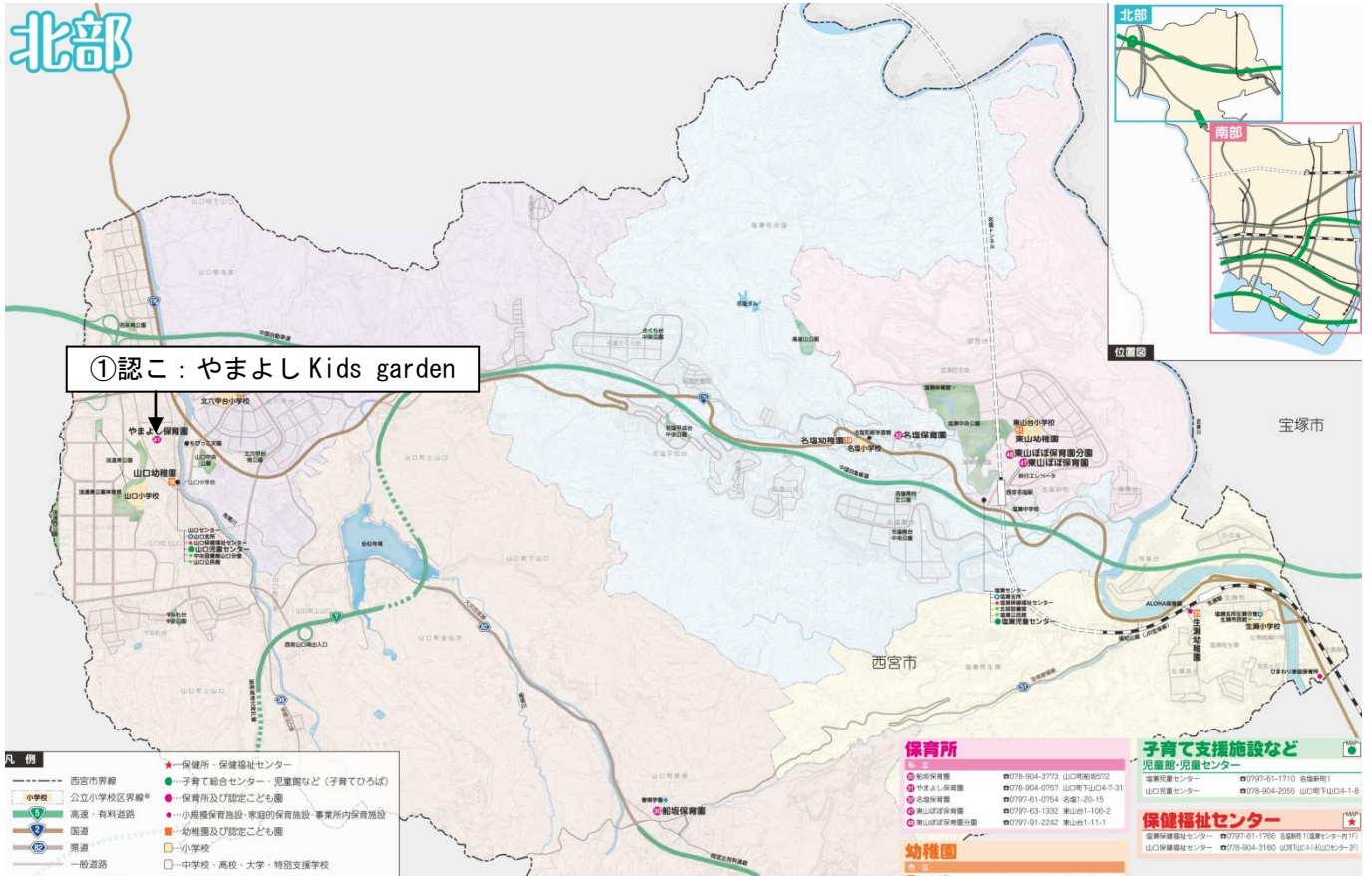
	小規模保育事業A型 (事業所内保育事業A型)	小規模保育事業B型 (事業所内保育事業B型)	小規模保育事業C型
定員	6～19人		6～10人（5年間の経過措置で、6～15人が可。）
職員数	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	家庭的保育者一人が保育できるのは3人以下。補助者とともに保育する場合は5人以下。児童数にかかわらず複数体制をとる。
職員の資格	保育士	1/2以上保育士	
保育室等	0歳、1歳児 一人当たり3.3㎡ 2歳児 一人当たり1.98㎡		0歳～2歳児 いずれも1人 3.3㎡

(参考2：位置図)

— 凡例 —

認こ：認定こども園 幼：新制度の幼稚園 保：保育所 小：小規模保育事業所 事：事業所内保育事業所
 家：家庭的保育事業所

※実線：利用定員の変更（認定こども園への変更を含む） 白抜き：新設 点線：休園・廃止



(参考3：各地域における定員の増減)

小ブロック	入所児童数 H28.4.1			入所保留数 H28.4.1			2・3号定員の増減
	0-2歳	3-5歳	合計	0-2歳	3-5歳	合計	
浜脇1 浜脇、西宮浜 香櫛園、用海	393	413	806	27	30	57	ハニユとり保育園 12人増 おおぞら園 4人増 ピッコロ保育園 西宮 19人減 計3人減
浜脇2 津門、今津 南甲子園	226	336	562	50	16	66	コトチャイルド 保育園 西宮今津園 19人増
鳴尾1 鳴尾、甲子園浜 鳴尾東	262	286	548	36	7	43	
鳴尾2 高須、高須西	120	183	303	18	2	20	
上甲子園 上甲子園、春風 鳴尾北、小松	415	500	915	71	20	91	ヒーローズ にしのみや保育園 19人増
大社1 夙川、北夙川 苦楽園、甲陽園	241	254	495	37	26	63	善照そよかぜ保育園 19人増 ぼっぼ保育園 5人減 計14人増
大社2 安井、大社、神原	406	465	871	80	28	108	ココ桜保育園 6人減 コトチャイルド 保育園 西宮園 19人増 計13人増
広田1 広田、上ヶ原 上ヶ原南	133	185	318	14	11	25	
広田2 平木、瓦木、深津	295	325	620	35	10	45	やまと保育園 30人増 Baby-bee 18人増 なごみ保育園 19人増 計67人増
甲東1 甲東、段上、 段上西	281	254	535	33	20	53	
甲東2 樋ノ口、高木 高木北、瓦林	365	365	730	26	7	33	むこがわ幼稚園 10人増 つぼみの子保育園 4人増 リッターサー保育園 3人増 計17人増
山口 山口、北六甲台	99	142	241	9	1	10	
塩瀬 名塩、東山台 生瀬	86	110	196	12	10	22	
合計	3322	3818	7140	448	188	636	146人増